

パラグアイの出入国審査におけるイエローカードの提示について

・2月1日から、ブラジルの黄熱流行地域への渡航及び同地域からのパラグアイ入国に関し、イエローカードの提示を求められる地域が、これまでのバイーア州、リオ・デ・ジャネイロ州、サンパウロ州にエスピリトゥ・サント州を加えた4州になります。

1月30日、パラグアイ出入国管理当局は、ブラジルでの黄熱流行に伴う出入国規制に関する新たな発表を行いました。発表内容のポイントは次のとおりです。

<http://www.migraciones.gov.py/index.php/noticias/viajeros-zonas-de-riesgo-de-brasil-deberan-presentar-su-carnet-internacional-de-vacunacion-partir-del-1-de-febrero>

●2月1日から、ブラジルのバイーア州、リオ・デ・ジャネイロ州、サンパウロ州、エスピリトゥ・サント州の4州からパラグアイへ入国しようとする1歳から59歳の者及びパラグアイから同4州への渡航しようとする1歳から59歳の者に対して、出入国審査の際に黄熱予防接種証明書（イエローカード）の提示を要求する。

●上記黄熱流行地域にトランジットで立ち寄る場合はイエローカードの提示を要求されない。

●イエローカードの提示ができない場合は出入国が許可されないが、罰金を徴収されることはない。

1月25日付の発表から規制対象となる州が増加しています。今後も規制内容に変更が生じる可能性もありますので、ブラジルに渡航される予定の方は関連情報にご留意ください。

このメールは、在留届に届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

【問い合わせ先】

在パラグアイ日本国大使館

住所：Av.Mariscal López N°2364, Asunción

電話：+595-21-604-616

Mail：japon.consulado@as.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>